

精神障害者旅客運賃割引規程

横高運第 0592 号 2025 年 4 月 1 日 制定

(適用範囲)

第 1 条 この規程は、精神障害者が、介護者とともに、当社線および連絡運輸の取扱いをする会社線（以下「連絡会社線」という。）を乗車する場合に適用する。

(精神障害者)

第 2 条 この規則において「精神障害者」とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条に規定する精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者手帳」という。）の交付を受けている者をいう。

(注) 精神障害者保健福祉手帳の様式は、次のとおりである。

「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について」（平成 7 年 9 月 12 日健医発第 1132 号 厚生省保健医療局長通知）により示された様式

(1) 紙様式 (例)

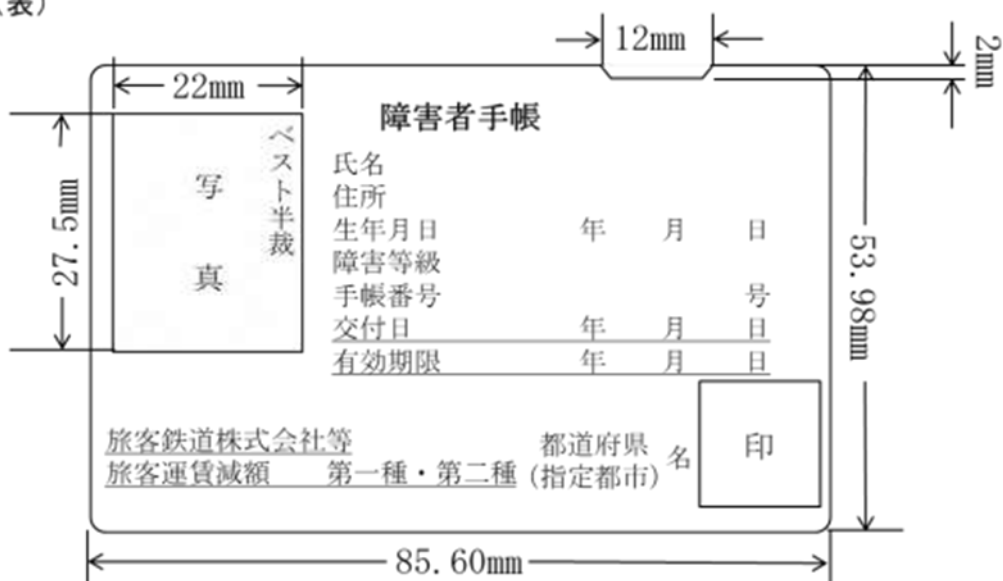
(裏表紙)	(表表紙)
<p data-bbox="517 1301 639 1330">備 考</p> <p data-bbox="336 1899 820 2063">注 1) 住所や氏名が変わったときは、 変更届を出してください。 注 2) 更新の申請は、有効期限の 3 か 月前から市町村役場で行うことが できます。</p>	<p data-bbox="1018 1597 1390 1637">障 害 者 手 帳</p> <p data-bbox="1082 1933 1394 1962">都道府県 (指定都市) 名</p>

(内面左)	(内面右)
<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin-bottom: 10px; position: relative;"> <div style="position: absolute; top: 5px; left: 5px; width: 60px; border-bottom: 1px solid black;">3 cm</div> <div style="position: absolute; right: 5px; top: 50px; width: 5px; border-left: 1px solid black;">4 cm</div> <div style="position: absolute; top: 50%; left: 50%; transform: translate(-50%, -50%); text-align: center;"> 写 真 ベ ス ト 半 裁 </div> </div> <p>氏名</p> <p>住所</p> <p>生年月日</p> <p>障害等級 号</p> <p>手帳番号</p> <p>旅客鉄道株式会社等 旅客運賃減額 第一種・第二種</p>	<p>交付日 年 月 日</p> <p>有効期限 年 月 日</p> <p>(更新)</p> <p>(更新)</p> <p>(更新)</p> <p>(更新)</p> <p>都道府県 (指定都市) 名 印</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の保健福祉手帳 </p>

(注意) 縦9cm×横6cmを標準とすること。

(2) カード様式

(表)



(裏)

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の保健福祉手帳	
有効期限の更新 (更新) (更新)	(更新) (更新)
備考	
注1) 住所や氏名が変わったときは、速やかに変更の届を出してください。 注2) 更新の申請は、有効期限の3か月前から市町村役場で行うことができます。	

2 精神障害者の割引種別は別表のとおりとし、精神障害者保健福祉手帳の「旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額」欄の記載により判別する。

(介護者)

- 第3条 精神障害者が、第1種精神障害者および定期乗車券を使用する12才未満の第2種精神障害者であるときは、精神障害者1人に対して、1人の介護者をつけることができる。
- 2 前項の介護者は、鉄道係員が介護能力があると認められる者であって、その購入する乗車券の種類、乗車区間および有効期間が精神障害者と同一で、精神障害者の乗車券と同時に購入するものでなければならない。ただし、6才未満の第1種および第2種精神障害者とともに乗車する介護者についてはこの限りではない。

(割引乗車券の種類)

- 第4条 精神障害者に対して割引の取扱いをする乗車券の種類は、次のとおりとする。
- (1) 普通乗車券 第1種精神障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。
 - (2) 定期乗車券 第1種精神障害者および12才未満の第2種精神障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。
 - (3) 回数乗車券 第1種精神障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。
- 2 介護者に対して割引の取扱いをする乗車券の種類は、前項の規定により精神障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する乗車券と同一とする。ただし、精神障害者に対して通学定期乗車券を

発売する場合であっても、介護者に対して発売する定期乗車券は、前項第 2 項の規定にかかわらず、通勤定期乗車券に限るものとする。

(注) 介護者が通学定期乗車券の使用資格者であっても、介護者に対しては、通学定期乗車券を発売しない。

(取扱区間)

第 5 条 精神障害者および介護者に対して発売する割引乗車券の取扱区間は、当社線および連絡会社線の連絡運輸範囲各駅相互区間とする。

(割引率)

第 6 条 精神障害者および介護者に対する割引率は、5 割とする。ただし、小児定期乗車券に対しては、旅客運賃の割引をしない。

(割引乗車券の購入)

第 7 条 精神障害者が割引乗車券を購入する場合は、精神障害者手帳を発売箇所に呈示し、口頭または適宜な申込書をもって必要な乗車券の申込みをしなければならない。ただし、大人の精神障害者で当社線内を乗車する場合に限り、自動券売機により小児券を購入することができる。

(介護者の同行)

第 8 条 第 3 条第 2 項に規定するところにより購入した乗車券は、精神障害者と、その介護者とが、同一の列車に乗車する場合に限って有効とする。

(割引乗車券の旅客運賃の払いもどし)

第 9 条 第 3 条第 2 項に規定するところにより購入した乗車券に対する旅客運賃の払いもどしは、精神障害者に対する乗車券とその介護者に対する乗車券とについて、ともに行う場合に限って取り扱う。

(精神障害者手帳の携帯および呈示)

第 10 条 精神障害者またはその介護者は、乗降の際および乗車中は、精神障害者手帳を携帯して、係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。

(その他の取扱方)

第11条 前各条の規定以外の取扱方は、旅客運送に関する一般の規定による。

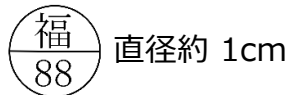
(乗車券の発行方)

第12条 精神障害者が精神障害者手帳を呈示して、乗車券の購入を申し出たときは、同手帳の記載事項を確認のうえ、乗車券の券面に次の各号に定める表示をして発行する。

介護付用として発行する乗車券

(1) ゴム印によって表示するもの

ア 精神障害者に対する乗車券

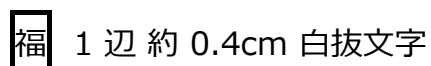


イ 介護者に対する乗車券

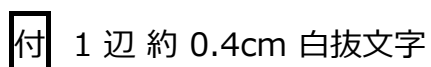


(2) 定期券発行機により発行する定期乗車券

ア 精神障害者に対する乗車券

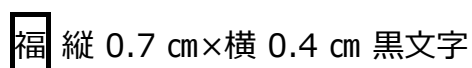


イ 介護者に対する乗車券

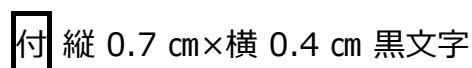


(3) 自動券売機により発行する乗車券

ア 精神障害者に対する乗車券 (大人、小児用)



イ 介護者に対する乗車券 (大人、小児用)



(注) 精神障害者の小児定期乗車券は、旅客運賃を割引しないが、乗車券面には所定の表示をすること。

(自動券売機による乗車券の発行方)

第14条 第7条ただし書きによる小児券は、第12条に規定するゴム印を省略することができる。

別表

精神障害者の割引種別

割引種別	障害等級	精神障害の状態
第1種 精神障害者	1級	日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
第2種 精神障害者	2級	日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	3級	日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの